

(別添)

○削除されるタリバーン関係者等

286. アル・ハラマイン・イスラム財団(別称:(a)バジール (b)ブジール)

AL-HARAMAIN ISLAMIC FOUNDATION (a.k.a.: (a)Vazir (b)Vezir)

旧称:不明

所在地:(a)64 Poturmahala, Travnik, Bosnia and Herzegovina (b)Sarajevo, Bosnia and Herzegovina

国連制裁委員会による指定日:2002年3月13日(2003年12月26日、2008年9月16日、2011年6月16日、2018年5月9日及び2019年12月6日に改訂)

その他の情報:2007年11月現在、ボスニア・ヘルツェゴビナ当局が刑事上の捜査を行っている。国連安全保障理事会決議第1822号(2008年)に基づく見直しは2010年6月22日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号(2017年)に基づく見直しは2019年12月4日に終了した。同団体に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>

287. アル・ハラマイン・イスラム財団(ソマリア)

AL-HARAMAIN ISLAMIC FOUNDATION (SOMALIA)

旧称:不明

所在地:ソマリア

国連制裁委員会による指定日:2002年3月13日(2011年12月13日、2015年6月15日及び2019年5月1日に改訂)

その他の情報:国連安全保障理事会決議第1822号(2008年)に基づく見直しは2010年6月22日に終了した。国連安全保障理事会決議第2253号(2015年)に基づく見直しは2019年2月21日に終了した。同団体に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5282114>

415. アル・ハラマイン財団ーインドネシア(別称:アル・マナヒル・インドネシア財団)

AL-HARAMAIN FOUNDATION (INDONESIA) (a.k.a.: Yayasan Al-Manahil-Indonesia)

旧称:不明

所在地:Jalan Laut Sulawesi Blok DII/4, Kavling Angkatan Laut Duren Sawit, Jakarta Timur 13440 Indonesia; Tel.: 021-86611265 and 021-86611266; Fax.: 021-8620174

国連制裁委員会による指定日:2004年1月26日(2012年3月21日及び2019年

5月1日に改訂)

その他の情報: 国連安全保障理事会決議第1822号(2008年)に基づく見直しは2010年6月22日に終了した。国連安全保障理事会決議第2253号(2015年)に基づく見直しは2019年2月21日に終了した。同団体に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク:
<https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5235596>